

道路中心線の協議・拡幅整備工事の手続きの流れ

建築主等

ホームページまたは建築指導課窓口で、建築基準法の道路種別の確認



建築指導課の窓口で、事前相談（拡幅整備状況等）



道路の現況図（測量図）を作成



建築指導課に、以下の書類を提出。（郵送可 不備がないことが確認できた時点で受理となります。）

（相談場所の前面道路に金属製スロープ板や植栽等がある場合は、区の調査の妨げになります

ので、あらかじめ撤去してください。）

相談	共通	道路相談票
		案内図
		現況図（測量図）寸法入り
		公図の写し 法務局
	その他	過去の建築確認申請の配置図の写し【お持ちの場合】 道路と敷地の横断図等【道路と敷地で高低差がある場合】

現地確認を行い、**中心線協議図**を作成のうえ、建築指導課に提出。

中心線協議図は、現況図に、道路中心線、現況及び後退後の道路境界線、道路中心線からの

現況及び後退の寸法、中心鉄、座標等を記入する。

建築指導課に、**中心線協議図**（２部以上）を提出。（郵送可 要返送用封筒及び切手同封）

なお、担当職員が現場調査等で不在の場合がありますので、事前に来庁日時をご連絡ください。

■ 拡幅工事を希望される方は、以下の書類を建築指導課に提出（郵送可 要連絡先同封）（注１）

工事	後退用地等の 土地所有者、 借地権者 （注２）	個人の方の場合	印鑑登録証明書 原本
		法人等の方の場合	印鑑証明書 原本
			履歴事項全部証明書 法務局 原本
	共通	案内図・配置図	
	道路種別	区道	道路敷地無償使用承諾書 ２号様式 （注２）
		管理通路・認定外道路	道路敷地無償使用承諾書 ３号様式 （注２）
		私道	私道拡幅整備施工承諾書 ４号様式 （注２）

（注１） 「荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例」、「荒川区市街地整備指導要綱

（ただし、第５条第４項の共同住宅等建設事業を除く。）」等に該当する場合は対象外です。

詳細は建築指導課にお問い合わせください。

（注２） 後退用地等の土地所有者、借地権者が複数の場合、全員分の提出が必要です。

■ 後退用地の障害物除却助成金、非課税申告の手続き代行を希望される方は、以下の書類を建築指導課に提出（注３）

（郵送可 不備がないことが確認できた時点で受理となります。要連絡先同封）

助成金	建築主等	個人の方の場合	前年度分の住民税納税証明書 原本
			前年度分の国民健康保険料納付済額証明書 原本 （国保の方のみ）
		法人等の方の場合	前年度分の法人住民税納税証明書 原本
			助成金交付申請の要件について
		複数の場合	助成金手続きの委任状
	共通	助成金交付申請書 6号様式 <u>障害物除却前写真添付</u>	
		工事内容変更承認申請書 6号2様式	
		助成金対象工事完了届 8号様式 <u>障害物除却後写真添付</u>	
		助成金請求書 10号様式	
	非課税	共通	固定資産税・都市計画税非課税申告書（公共の用に供する道路） 東京都主税局 （注4）
申告手続きを区に委任する旨の委任状			
助成金対象工事であることが確認できる書類（助成金交付申請をした者は除く）			
公図の写し・土地の登記事項証明書（登記簿謄本） 法務局			
非課税部分の土地の面積が記載された図面の写し（お持ちの場合）			
道路後退部分の地積測量図の写し（お持ちの場合）			

（注３） 宅地建物取引業者、中小企業以外の会社等が建物を建てる場合には、助成金及び非課税申告

の手続き代行の対象になりません。詳細は建築指導課にお問い合わせください。

（注４） 東京都主税局の所定様式を両面印刷し、枠内の所有者欄に、住所（所在地）、氏名（名称）、電話番号を

記入、押印のうえ、枠外に別途、捺印（１カ所）を押してください。



建築確認申請（区または指定確認検査機関）（注５）

（注５） 配置図は**中心線協議図**との整合を図ってください。



建築工事着手



足場解体予定日の２カ月以上前に建築指導課に連絡。（注６）

（注６） 工事の混雑時等は、希望日に沿えない場合がありますので、ご了承ください。



完了検査（区または指定確認検査機関）

荒川区

区が現地確認・調査・判定を実施します。

建築基準法上の道路中心線に、区が金属製の打設等
した後、相談者にご連絡します。

相談票を受領してから、概ね２～３週間後（区界
の場合は、近隣区との協議を行うため概ね１か月
後）のご連絡となります。

中心線協議図の記載内容を建築指導課が確認し、
必要に応じて図面修正について連絡します。

区が**中心線協議図**（２部以上）に確認印を押印後、
区が１部受領し、残り部数をご返却します。

建築確認申請までに提出 してください。

助成金制度を利用される場合で
確認申請より前に助成金交付申
請を行う場合は、助成金交付申
請前までに提出してください。

『後退用地の障害物除却助成金』や、
『不燃化特区整備促進事業助成金』等
を利用される方は、承諾書の提出が必
須です！

『不燃化特区整備促進事業助成金』に関する
お問い合わせは、住まい街づくり課防災まちづ
くり係となります。

各種提出時期

- ・助成金交付申請書
→ 障害物除却工事前まで
- ・対象工事完了届
→ 障害物除却工事後
- ・請求書
→ 拡幅整備後
- ・非課税申告書関係
→ 下記 建築指導課に連絡
する前まで

区が拡幅整備工事を実施し、後退標示板を設置。



区が助成金交付、非課税申告の手続き代行を実施。

注）上記のうち、赤色の文字の書類は、荒川区の書式を使用してください。